5　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	宮城事務所	宮城県多賀城市栄二丁目一番二号	宮城県仙台市宮城野区福室境三番百二十八	平成二十四年一月四日

6　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	大分検査事務所	大分県大分市長浜町三丁目十五番十九号	大分県大分市松原町三丁目一番十一号	平成二十四年三月二十六日

7　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	宮城事務所	宮城県多賀城市栄二丁目一番二号	宮城県仙台市宮城野区福室境三番百二十八	平成二十四年一月四日
社団法人日本ボイラ協会	中部検査事務所	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三十五番二十二号	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三十八番二号	平成二十四年一月三十日
	岡山検査事務所	岡山県岡山市北区柳町一丁目五番五号	岡山県岡山市北区新屋敷町一丁目一番十八号	平成二十四年三月十九日

○厚生労働省告示第三百五十九号

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第十七条の七の規定により、同令第十七条の六第一項の登録試験免除講習機関について、同令第十七条の四第二項第二号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同令第十七条の十六の規定に基づき告示する。

平成二十四年五月十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

氏名又は名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	大下滋	明賀孝仁	平成二十三年五月二十七日

○農林水産省告示第千三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字山田丁字三ツ尾三三三七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字西原一〇五五の一二、一〇五五の一三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県宇陀市大宇陀大熊八八七、八八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大宇陀大熊八八七・八八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び宇陀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県大分市大字河原内字古屋園三四一一、三四一二、字広瀬三四一六、三四一七、三四一八の二、中津市本耶馬渓町跡田字上寒水二三三七、二三四一、字扇平二三七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備